

支援事業・制度の概要

分野	①産業振興 ②交通・通信 ③観光・交流 ④環境 ⑤保険・医療・福祉 ⑥安全・安心 ⑦教育・人材育成 ⑧学術・文化・スポーツ ⑨まちづくり ⑩その他
活用する場面	Ⅲ「地域づくりの構想・計画づくりや調査をしたい」場面
事業・制度の名称	地域再生制度
趣 旨	<p>・「自主・自立・自考」の取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生のため、国が支援措置を通じて意欲にあふれた地域を応援する制度です。</p> <p>・地域の特性、資源を有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の具体的な取組みを推進することにより、持続可能な地域の形成を図ります。</p> <p>・地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組みを刺激し、全国的な規模での地域の活力を増進します。</p>
実施主体	県、市町、民間企業、地域団体、個人等(ただし、地域再生計画の認定申請ができるのは地方公共団体のみとなっています。)
支援対象事業	<p>○地域再生に資する施策(支援措置)の提案 地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進、補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換、民間のノウハウ・資金等の活用促進など、地域再生のために国が実施すべき施策について、提案をすることができます。</p> <p>○地域再生計画の認定申請 地方公共団体が地域再生計画を作成・申請し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、「地域再生基本方針」にメニュー化された支援施策を活用することができます。</p> <p>【主な支援施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体等支援総合事業(地域再生に資するNPO等の活動支援) ・地域再生基盤強化交付金(道整備交付金、汚水処理施設整備交付金、港整備交付金) ・実践型地域雇用創造推進事業 ・補助対象施設の有効活用(転用手続きの簡素化・迅速化)
採択要件、補助要件	<p>【地域再生計画の認定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生基本方針に適合するものであること。 ・当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものと認められること。 ・円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
補助率、補助限度額等	各支援施策による
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	<p>○地域再生に資する施策の提案は、年に1回(例年6月)受け付けます。</p> <p>○地域再生計画の認定申請は、年に3回(例年1月、5月、9月)受け付けます。</p>
最近の実績	<p>○地域再生に資する施策の提案 平成24年度 0件</p> <p>○地域再生計画の認定申請 平成24年度 2件 松山市(1件)、宇和島市(1件)</p>
県の担当窓口	<p>企画調整課 地域政策係 TEL:089-912-2235、FAX:089-921-2002 E-mail:kikakucyouse@pref.ehime.jp</p> <p>東予地方局 地域政策課 地域振興係 TEL:0897-56-0710、FAX:0897-56-1308</p> <p>東予地方局今治支局 総務県民室 地域政策係 TEL:0898-32-3732、FAX:0898-24-1586</p> <p>中予地方局 地域政策課 地域振興係 TEL:089-909-8751、FAX:089-921-2601</p> <p>南予地方局 地域政策課 地域振興係 TEL:0895-25-3724、FAX:0895-25-3724</p> <p>南予地方局八幡浜支局 総務県民室 地域政策係 TEL:0894-24-5288、FAX:0894-24-6271</p>
関係省庁、団体等	<p>内閣官房 地域活性化統合事務局 内閣府 地域再生事業推進室</p>
関係URL	http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html